

# わが家のアイドル



田丸 桃萌ちゃん(11カ月)  
いつも笑いと癒しをありがとう♡



岸本 依愛ちゃん(5カ月)  
元気にすくすく育ってね!♡



南 茅裕ちゃん(8カ月)  
元気に育って行ってね



安川 采杏ちゃん(1歳8カ月)  
穂杏ちゃん(0カ月)  
お姉ちゃんといつまでも仲良くしてね♡

## みんなの広場

宛先

住所・氏名ふりがな・電話番号  
584-8511  
富田林市役所都市魅力課  
常盤町1番1号

わが家のアイドル(対象年齢は4歳未満、兄弟・姉妹と一緒に写っている写真でも可)は、写真に、メッセージ(20字程度)を添え、住所、保護者と子どもの名前(ふりがな)、撮影時の年齢(月齢)、電話番号を記入し、

封書で上記の宛先まで応募してください。

また、市ウェブサイトからも応募いただけます(右図のQRコードから応募ページにアクセスできます)。



今応募された場合、掲載は約4カ月後になります。

## 寿 100歳おめでとう ございます!



綿野 喜久子さん



木下 莚太郎さん



芝本 キヨ子さん



森本 芳子さん

## 短歌

地層 島村 さゆり選

秀歌

薬味にと茗荷をさがす庭のすみ葉うらにとまる  
蝉のぬけがら 青葉丘 小林 元子  
《選評》初句から結句まで作者の目線が、とどこおることなく続き、蝉のぬけがらまで見届けて成功している。作者の動作、作者の発見が一首の要だと思ふ。読み手にわかり易い一本仕立ての歌。

山吹の花あざやかなお地藏を急ぎつつ拝む雨の道灌 錦織南 山中 哲夫  
都市に住む友にコロナ禍見舞書き一枚紫蘇の葉を添えぬ 伏見堂 箕浦 加陽子  
ハイビスカス朝な朝なに咲きつぎて吾の門先を明るく照らす 彼方 西尾 たみ子  
「ごはんよ」と声かけし家族もう居らずたったひとりの夕餉はじまる 緑ヶ丘町 千葉 清子  
ひと夏を生り継ぎたりし茄子の実の小ぶりとなりて秋深みゆく 錦織南 島田 美保子  
卒寿なる母が無言で差し出せる煎茶に不意を突かれし真昼 藤沢台 芝田 敦  
秋の陽の墮ちゆくペースに急かされて石狩鍋の白菜刻む 選者 詠

※俳句のコーナーは、都合によりしばらくの間、休ませていただきます。

川柳・短歌は、それぞれ別のはがきで応募してください(1人各5点まで)。市内在住の人で未発表のものに限ります。作品の漢字や氏名には必ずフリガナをつけてください。

令和4年1月号の「川柳」(宿題「輝く」)は11月30日(火)、2月号の「短歌」は12月31日(金)までに応募(いずれも必着)してください。宛先は上記をご覧ください。

# 連載サロン

## 暮らしに役立つ **税** の話

### 浴室やトイレなどのバリアフリーリフォームで固定資産税が減額に！

11月11日は介護の日です。高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活を送れるように、社会では、ルールや制度、建築物や都市環境などのバリアフリー化が進められており、税にも住宅のバリアフリー化を支援する制度があります。今回は、住宅をバリアフリー改修した際に、固定資産税が減額される制度を紹介します。

#### ●対象の工事内容は？

介助用の車いすが移動しやすいように廊下や出入口を広げる工事、階段を上り下りしやすいように勾配を緩やかにする工事、入浴しやすいようにまたぎ高さの低い浴槽に取り替えるなどの浴室工事、トイレの座高を高くするなどの工事、部屋や廊下に手すりを設置したり、床の段差をなくしたり、滑りにくい材料に張り替える工事などで、改修に要した費用の

自己負担額が50万円を超える工事が対象となります。

#### ●対象の住宅は？

65歳以上の人や介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人、または障がいのある人が居住されている新築から10年以上経過した延べ床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅で、令和4年3月31日(木)までに工事を完了した住宅が対象となります。

#### ●どのくらい減額されるの？

工事が完了した翌年度に限り、延べ床面積のうち100平方メートルまでを対象に固定資産税額の3分の1相当額が減額されます。ただし都市計画税は減額されません。また、この減額措置は1戸につき1回限りで賃貸住宅は対象になりません。

#### ●申告の手続きは？

工事完了後3カ月以内に申告書に必要書類を添えて、課税課に申告してください。なお、必要書類は居住者ごとに異なりますので、市ウェブサイト（課税課のページ）をご覧ください。同課までお問い合わせください。

課税課（内線113～115）

大人の  
租  
税  
教  
室

## Ton Ton 子育て応援隊

いちはやく  
～☎189 だれか じゃなくてあなた から～

①児童虐待かもと思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル【☎189】へ

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が子どもの心身を傷付けるなど、健全な成長や発達を妨げる行為のことをいいます。本市では、虐待防止のためのネットワーク「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の防止や状況の改善に努めています。

#### 身近にこんな子どもはいませんか？

- 不自然なあざや傷がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 暗くなっても外を歩き回り家に帰らたがらない
- 長時間、外やベランダなどに出されている

#### ②体罰などによらない子育てのために

子どもが思ったとおりに行動してくれずイライラして、怒鳴りたくなることは誰にでもあり得ること

です。一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、それは叩かれた恐怖などによって行動した姿であり、子どもは叱られた理由を理解できていないこともあります。

#### 児童虐待の早期発見には、皆さんの通告が必要です

通告者や相談者のプライバシーは厳守されます

ので、虐待を受けていると思われる子どもを見つけたときや、ご自身が子育てなどで悩んだときは、次の相談窓口にご連絡ください。

■こども未来室（内線206～208、祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時30分）

■児童相談所虐待対応ダイヤル【☎189】（365日、24時間、通話無料）

■大阪府富田林子ども家庭センター【☎(25)1131】（祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時45分）

こども未来室（内線206～208）

#### こんなことしていませんか～これらは全て体罰です～

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、ほほを叩いた
  - 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
  - 友達を殴ってけがをさせたので、同じように子どもを殴った
  - 他人の物を取ったので、お尻を叩いた
  - 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ※「体罰等によらない子育てのために（厚生労働省）」より抜粋。